鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務受託候補者選定実施要領

（目的）

第１条　この要領は、鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務（以下「本業務」という。）を実施するため、公募型プロポーザルによる受託候補者の選定（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

（参加募集等）

第２条　鈴鹿市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザルに参加する事業者を募集するため、鈴鹿市上下水道局公告式規程（昭和 44 年鈴鹿市水道部管理規程第１号）により公告する。

（受託候補者選定方法）

第３条　業務委託の受託候補者選定に当たり、プロポーザルにおける企画提案を評価するため、鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務受託候補者選定審査委員会の設置等に関する要領に基づき、鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務受託候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において審査し、管理者が選定する。

（参加資格審査等）

第４条　委員会は、事業者から提出された参加申込書に基づき、事業者のプロポーザルへの参加可否について審査する。

２　審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認めた事業者（以下「企画提案者」という。）には、参加資格審査結果通知書の送付により、企画提案書の提出を要請する。

３　審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認めた事業者には、参加資格審査結果通知書の送付により、その旨を通知する。

（審査）

第５条　委員会は、提出された企画提案書等書類について鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務企画提案選定評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき審査を実施する。

２　評価基準に基づき評価及び採点し、委員長及び委員の採点の平均点を最終的な得点とする。

３　総得点６割以上及び企画提案書要件の得点が６割以上を合格基準とする。

４　総得点が最も高い者を最上位とする。

５　同点の者が複数いる場合は、原則として参考見積金額の安価な者を上位とする。

６　評価の順位付けを全ての審査対象者に対して行い、公表は１位のみとする。

（審査結果の報告）

第６条　委員会は、審査結果を管理者に報告しなければならない。

（受託候補者の決定及び通知）

第７条　管理者は、前条の規定による報告を受け受託候補者を選定する。

２　管理者は、受託候補者に選定された企画提案者に対し、選定結果通知書の送付によりその旨を通知する。

（非選定結果の通知）

第８条　管理者は、受託候補者に選定されなかった企画提案者に対し、選定結果通知書の送付によりその旨を通知する。

２　前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に、非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

３　管理者は、書面による申し出により非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の翌日から起算して 15 日以内に、書面により回答するものとする。

（契約の締結）

第９条　管理者は、鈴鹿市上下水道局契約等に関する規程（平成 17 年度鈴鹿市水道局管理規程第３号）に基づき受託候補者と契約条件について協議の上、業務委託契約を締結する。

２　業務委託契約は、鈴鹿市上下水道局が本業務の公告で示した内容を仕様の基本とし、受託候補者の提出した企画提案書の内容を踏まえて締結する。

（失格要件）

第１０条　管理者は、企画提案者が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とする。

２　参加申込書、企画提案書及びこれらの添付書類の作成に関して不正または虚偽があった場合

３　企画提案募集要領第３項第３号に掲げる参加資格要件のいずれかを満たさないことが判明した場合

４　選定の公正性又は公平性を害する行為があった場合

（事実と異なる書類等の取扱い）

第１１条　企画提案者の提出書類及び参加資格に事実と異なることが判明した場合は、その内容を委員会が審査し、その取扱いについて決定するものとする。

２　委員会は、必要に応じて当該企画提案者に対し、前項の内容についてヒアリングを行うことができる。

３　管理者は、第１項の内容が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうおそれがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

（次順位の繰上げ）

第１２条　管理者は、受託候補者に委託業務を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった企画提案者のうち、評価基準総得点が上位であった者から順に業務委託の契約交渉を行うことができる。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年 11 月９日から施行する。

（この要領の失効）

２　この要領は、業務委託の契約を締結した日限り、その効力を失う。